《研究報告》

ASEAN と日本間の低賃金労働者移民レジーム：
インドネシア、ベトナム、フィリピンの事例研究

ユシ・ウィダラヘスティ *

ASEAN – Japan Low Wage Labor Migration Regimes:
A Case Study of Indonesia, Vietnam, and the Philippines

Yusy Widarahesty

This brief research report discusses the progress and prospects of the author's research on labor migration cooperation between Japan and Indonesia, particularly under the Technical Intern Training Program (TITP). It specifically examines the roles of various actors, including the Indonesian government, the supervising organization, the Indonesian community, the alumni, and the trainees themselves, through three different (but interlocking) stages, namely (1) pre-departure, (2) on-the-program, and post-program. This brief research is divided into three parts. The first part covers the author's doctoral research, including "The Role of Indonesia in the Technical Intern Training Program in Japan: Disciplining Pre-departure Orientation, Normalizing Silence, and Recycling the Dream." The second part focuses on the author's postdoctoral research, which explores the role of state agencies and recruiters or brokers who serve as intermediaries in controlling economic opportunities, functioning as both gate-openers and gatekeepers for labor migration from Southeast Asia (specifically Indonesia, the Philippines, and Vietnam) to Japan. The third part presents the author's outlook on future research topics by highlighting changes in Japan's migration policy and their impact on immigrants. We also aim to focus on the effects these changes have on the policies of sending countries and on the migrant workers themselves—both those currently in Japan and prospective migrants.

キーワード：労働移動産業、出発前オリエンテーション、日本、東南アジア
Keywords: labor mobility industry, pre-departure orientation, Japan, Southeast Asia

* 立命館大学立命館アジア・日本研究機構 専門研究員
useenaapank@gmail.com

© 立命館大学アジア・日本研究所
『立命館アジア・日本研究学術年報』2026, PRINT ISSN 2435-421X ONLINE ISSN 2435-4228, Vol.7, pp.98–102.

I. 技能実習制度におけるインドネシア・日本間の労働移民メカニズム

本報告では、技能実習制度（TITP）をめぐるインドネシア・日本間の労働協力関係に関する研究の進捗と、今後の展望について述べる。具体的には、多様なアクターの動向を（1）出国前、(2）実習期間中、(3）帰国後の相互に関連する３段階から捉え、「日本の技能実習制度におけるインドネシアの役割：出国前オリエンテーションにおける規律化、沈黙の常態化、および夢の再利用」に焦点を当てる。あわせて、現在の研究テーマである「ASEAN・日本間の低賃金労働移民制度の比較分析：インドネシア、ベトナム、フィリピンのケーススタディ」に伴う諸課題についても考察する。筆者は博士課程で、国際的批判を浴びる日本の TITP が存続・強化される背景に、送り出し国（特にインドネシア）側がどのように関与しているかを通時的に分析した。

その結果、各段階において多様な関係者が制度への批判的言説を組織的に「封じ込める」構造に加担している実態が判明した。この封じ込めこそが TITP の「レジリエンス」を解明する鍵であり、インドネシアの移民研究のみならず、日本における移民研究全体に変革を迫る知見である。本研究は、日本－送り出し国間の関係を「搾取と被搾取」の二項対立で捉える既成の主流言説に異を唱える。現場のメカニズムは極めて複層的であり、従前の単純な二項対立的認識を再考させるものである（Widarahesty 2025）。

さらに本研究は、こうした構造が政府レベルの合意によって担保されている点を明らかにした。インドネシアと日本における TITP の協力関係は、双方の課題に対する「ウィン・ウィン（互恵的）」な解決策であることが強調されてきた。しかしその一方で、出国前段階で広く導入されている「半軍隊的」な規律訓練は、実習生の行動を標準化する手段として機能しているだけでなく、実習生間に年功序列文化を植え付け、年少者が年長者に対して不合理な服従をすることを正当化する一因となっている実態も明らかになった（Widarahesty 2025: 23）。

II. ASEAN と日本間の低賃金労働者移民レジム：インドネシア、ベトナム、フィリピンの事例研究

TITP をめぐる労働協力は多国籍に展開されており、インドネシア以外にも多くの国が参入している。筆者は、博士論文を *Dreaming of a Better Life: Journeys of Indonesian Migrant Workers to Japan* として出版後、ポスドク研究員として研究を深化させた。現在は、主要な送り出し国であるインドネシア、フィリピン、ベトナムの状況の比較分析を中心に、ASEAN 諸国の比較研究に従事している。

ポスドク研究員時代の研究テーマとしてこれら３カ国を比較対象とした背景には、インドネシア、フィリピン、ベトナムが日本の TITP における派遣国上位の３カ国を占めているという実態的な理由がある。これら主要送り出し国を比較分析する際、日本の労働市場への参入において最も重要な焦点となるのが「中間経路」の介在である。すなわち、リクルーターや仲介業者が「ゲートオープナー」として機能し、出国前からプログラム期間中、さらには終了後の管理・規制に至るまで包括的な役割を担っている。これら仲介業者は、現地でのコネクション構築や各種サービスの支援、あるいはロビイストとしての役割を果たしてきた。しかし、各国のマッチングプロセスにおいて、将来の実習生に対し極めて高額な手数料を課すなど、仲介業者による人権侵害や搾取の構造的実態が強く批判されて

いる（斉藤 2018; 巣内 2018）。

ベトナムおよびインドネシアの TITP に関する先行研究によれば、こうした高額な手数料の徴収は、特に民間主導（P-to-P）の送出スキームにおいて顕著であることが指摘されている（Ratnayake and Silva 2017; Azis et al. 2020）。例えば、現在送出数で首位を占めるベトナムでは、政府が手数料総額の上限を 3,600 米ドル、日本語講習料を 5,900,000 ベトナムドン（約 255.62 米ドル）に法的に制限している（是川 2020: 360–361 頁）。しかし実態としては、法的な上限設定を大幅に上回り、来日を希望するベトナム人実習生が実質的に約 100 万円（9,184 米ドル）もの費用を仲介業者等へ支払っている事例が数多く報告されている（是川 2020; 巣内 2018）。

出国前の金銭的負担に加え、送り出し国政府や送出機関は、厳格な訓練等を通じて候補者の選別と規律化を行う役割も担っている。こうした厳格な事前訓練はインドネシアのみならずベトナムでも実施されており、送出機関は候補者に対する強固な支配・服従関係を構築するために「軍隊式」の訓練を導入する傾向にある。ベトナムのある送出機関代表者は、日本企業の要求を満たす人材を育成する上で、こうした軍事教練的な手法が不可欠であることを強調している（Onuki 2023: 41; Widarahesty 2025: 47）。

一方、フィリピンは他国と比較して規制が整備されており、一般に「ベストプラクティス」を提供する主要な労働力送出国とみなされている。同国は、情報キャンペーンや技能訓練、教育などの出国前プログラムを早期に確立した国の一つである。1980 年代半ば以降、国際機関はフィリピンの外国人労働者管理体制を近隣諸国のモデルとして評価してきた（Watanabe 2014: 26）。しかしながら、これらのプログラムも欠陥がないわけではなく、一部からは批判の声が上がっている。Baggio and Taguinod（2004）によれば、これらのプログラムは商業化が進んでおり、結果としてシステム内での労働者搾取を助長していると指摘されている。

こうしたベトナムやインドネシア等における中間経路の構造的課題、および ASEAN 諸国間の比較分析に依拠する研究プロジェクトの成果として、2025 年 9 月に開催された国際セミナーにおいて総括的な発表と討議を行った。同セミナーには、千葉大学の小川玲子教授、神戸大学の斉藤善久准教授、京都大学のマリオ・イヴァン・ロペス准教授、明治学院大学の加藤丈太郎准教授、そしてフィリピン・ミンダナオ州立大学ジェネラル・サントス校のヴィラ・アンダーソン教授をはじめ、移民研究の第一線で活躍する国内外の専門家を招聘した。本セミナーにおける複層的な議論と専門家からの知見の共有は、本比較研究プロジェクトの分析枠組みを精緻化させる上で極めて有益な契機となった。総じて、これら一連の知見は、単に「搾取と被搾取」の二項対立に終始する従来の言説を超え、送り出し国と受け入れ国の双方がどのように制度のレジリエンスに加担し、また機能させているかという現場の極めて複雑な動態を解明する上で、強固な実証的基盤を提供するものである。

III. 今後の研究課題と展望

2026 年現在、日本の外国人技能実習制度（TITP）および特定技能制度（SSW）に関する研究は、重大な転換期にある。日本政府は技能実習制度を公式に廃止し、2027 年までの全面施行を目指す新制度「育成就労」への移行を進めている。しかしながら、政府、雇用主、そして労働者間のコミュニケーションにおいては、依然として看過できない研究上の空白が存在する。政策的努力が「人材確保」に力点を置く一方で、制度内におけるより深化された統合の在り方については、さらなる学術的探究

が必要とされている。

とりわけ、参政党をはじめとする保守・右派勢力の台頭に伴い、日本国内において移民問題の政治争点化が加速している現状をふまえると、現行の政策変更が及ぼす影響へのアプローチは今後の極めて重要な研究課題となる。したがって、次段階の研究においては、単なる制度分析に留まらず、(1) 移民の社会的統合プロセスの停滞ないし変容、(2) 移民コミュニティグループの主体性とネットワーキング、(3) 政治的包摂・排除の狭間に置かれた移民自身の生の実態、(4) 移民を積極的に送り出してきた国々の労働力移動政策への波及効果、という相互に関連する領域を有機的に検証し、現代日本の国際労働移動が孕む新たな構造的課題を浮き彫りにしていきたい。

参考文献

是川夕（2020）「誰が日本を目指すのか？「アジア諸国における労働力送出し圧力に関する総合的調査（第一次）」に基づく分析」『人口問題研究』76 巻 3 号, 340–374 頁.

斉藤善久（2018）「日本で働くベトナム人労働者：実態とその背景にあるもの」『連合総研レポート DIO: data information, opinions』337 号, 15–19 頁.

巣内尚子（2018 年 11 月 20 日）「ルポ・技能実習生が「逃げる」ということ（1）「失踪」と片づけていいのか？　借金漬けの移住労働と低賃金」『Yahoo! ニュース』. <https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/28c23bdca84a620754e983eb20468bd064d1a14e>（最終閲覧日：2026 年 6 月 20 日）

澤田晃宏（2020）『ルポ 技能実習生』筑摩書房（ちくま新書）.

法務省（n.d.）「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）」. <https://laws.e-gov.go.jp/law/326CO0000000319/>（最終閲覧日：2026 年 6 月 20 日）

Azis, A., R. Wahyudi, Y. Prasetyo, D. Awigra, and M. Hayashi. 2020. Shifting the Paradigm of Indonesia-Japan Labour Migration Cooperation. Human Rights Working Group.

Baggio, Fabio and Michelle Taguinod. 2004. *Pre-Departure Orientation Seminars: A Positive Joint Venture between GOs and NGOs in the Philippines*. Workshop H50. Fostering cooperation among NGOs,academe and governments. Regional experiences.

Bonifacio, Adrian Ablao. 2011. Zainichi Firipin-jin: Status and Hardships. *FOCUS* 66. <https://www.hurights.or.jp/archives/focus/section2/2011/12/zainichi-firipin-jin-status-and-hardships.html>

Japan International Training Cooperation Organization (JITCO). 2017. What is the Technical Intern Training Program? <https://www.jitco.or.jp/en/regulation/> (accessed on 16 June 2026)

Ministry of Justice (Japan). (n.d.). Immigration Control of Japanese and Foreign Nationals. <https://www.moj.go.jp/ENGLISH/m_hisho06_00044.html> (accessed on 16 June 2026)

Onuki, H. 2023. Informalization and Temporary Labor Migration: Rethinking Japan's Technical Intern Training Program from a Denationalized View. *Critical Sociology* 51(1), 35–53. <https://doi.org/10.1177/08969205231209535>

Ratnayake, P. and S. D. Silva. 2017. Workforce Development with Japanese Technical Intern Training Program in Asia: Opportunities and Challenges.『佐賀大学経済論集』50 巻 1 号, 29–47 頁.

Sato, M. 2004. From Foreign Workers to Minority Residents: Diversification of International Migration in Japan. *Ritsumeikan Annual Review of International Studies* 3, 19–34.

U.S. Department of State. (2020, June 1st). Trafficking in Persons Report 20th Edition. <https://www.state.gov/wp-content/uploads/2020/06/2020-TIP-Report-Complete-062420-FINAL.pdf>

Watanabe, A. 2014. The Question of Well-informedness in the Pre-departure Programs to the Overseas Filipino Workers Bound for the “Middle East”: A Case of the United Arab Emirates.『文教大学国際学部紀要』24 巻 2 号, 25–45 頁.

Widarahesty, Yusy. 2025. *Dreaming of a Better Life: Journeys of Indonesian Migrant Workers to Japan*. Singapore: Palgrave Macmillan. <https://link.springer.com/book/10.1007/978-981-96-9156-2>